

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたり、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

○支給対象となる子：平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3～5歳の子)であって、第二子以降である児童(170万人程度)

※ 第二子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

3 ○支給額 : 支給対象児童一人あたり3.6万円(1回払い)

○支給先 : 支給対象となる子の属する世帯の世帯主

(支給基準日である平成21年2月1日時点の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)

○所得制限 : 所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断。

所得制限を設ける場合は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は、世帯主の個人所得により判定する(世帯所得の合算はしない)。

○支給手続 : 各世帯主からの申請に基づき支給する。

○申請期限 : 各市町村における申請受付開始日から6か月

○予算額 : 総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)(全額国庫負担)

※ 平成20年度第二次補正予算に計上

平成21年1月8日現在

子育て応援特別手当Q & A (VER. 1)

【総論】

- 問1 子育て応援特別手当の目的及び効果は何ですか。
- 問2 子育て応援特別手当に用途の限定はあるのですか。
- 問3 市町村が行う子育て応援特別手当の法的性格は何ですか。
- 問4 子育て応援特別手当の実施にあたり、市町村において条例等を整備する必要がありますか。
- 問5 子育て応援特別手当の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。
- 問6 児童手当においては、公務員の子については、各所属庁の長が支給事務を行っていますが、子育て応援特別手当については、公務員の子についても市町村が支給するのですか。
- 問7 子育て応援特別手当の支給対象となる子を小学校就学前3年間の子に限定した理由は何ですか。
- 問8 子育て応援特別手当の金額を3.6万円とした根拠は何ですか。
- 問9 子育て応援特別手当は、平成20年度限りの措置なのですか。

【支給対象者】

- 問1 支給対象者の決定に係る基準日を平成21年2月1日とする理由は何ですか。
- 問2 支給対象者を住基上の世帯主としたのはなぜですか。
- 問3 第2子以降を把握する場合に、第1子を18歳以下からカウントすることとしたのはなぜですか。
- 問4 第1子が5歳、第2子が2歳の場合、支給対象となりますか。また、第1子が5歳、第2子が4歳の場合は2人が支給対象となりますか。
- 問5 第1子が20歳、第2子が12歳、第3子が5歳の場合、支給対象となりますか。
- 問6 支給対象年齢の双子がいる場合、第2子だけが支給対象となるということですか。
- 問7 世帯主が子の親でない場合も世帯主に支給するのですか。
- 問8 住民基本台帳において1世帯であれば、事実上、2つの世帯がある場合であっても、あくまで住民基本台帳の情報に基づき支給するのですか。
- 問9 住民基本台帳上、親は国内にいるものの、子が海外にいる場合は支給対象となりますか。
- 問10 第1子が学校の寄宿舎に入舎しており、子育て応援特別手当の支給要件は満たすものの、住民基本台帳上は当該子の親の世帯に1子しか子がいないと表記されている場合は、支給対象となりますか。